

情報提供

那医発第 569 号
令和 8 年 2 月 2 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療安全等関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第 1452 号 F

令和 8 年 1 月 30 日

地区医師会医療安全担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 天願 俊穂

（医療安全担当理事）

（公 印 省 略）

医療安全等関係通知の送付について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より医療安全等関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、先般、「要指導医薬品及び一般用医薬品の使用上の注意記載要領について（令和 7 年 12 月 26 日付け医薬発 1226 第 10 号医薬局長通知）」のとおり記載要領の見直しが行われたことから、「要指導医薬品及び一般用医薬品の添付文書記載要領」が定められたことをお知らせするものです。
- ② については、①に関連して、その運用に当たり留意すべき事項について周知をお願いするものです。
- ③ については、ヒト乾燥硬膜の使用に関して、近年でも、約 40 年前にヒト乾燥硬膜を使用された方がクロイツフェルト・ヤコブ病を発症した例が報告されていることから、保存年限を経過していても廃棄されていない診療録等については、引き続き当分の間保存していただきたい旨周知依頼があるものです。
- ④ については、今般、「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」の令和 8 年改訂版が作成されたことをお知らせするものです。

貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	第 1667 号	R8.1.15	要指導医薬品及び一般用医薬品の添付文書記載要領について
②	第 1665 号	R8.1.15	要指導医薬品及び一般用医薬品の添付文書記載要領の留意事項について

③	第 1694 号	R8.1.23	ヒト乾燥硬膜を使用した患者に係る診療録等の長期保存について（再周知）
④	第 1720 号	R8.1.29	「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針 ―説明と対話の文化の醸成のために―」の改定について

沖縄県医師会庶務課

TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089

shomu@ml.okinawa.med.or.jp